時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の

時事新報

第三千百十九號
明治廿四年八月廿八日 金曜日
舊暦辛卯七月廿四日（丙戌）
日出午前五時十分 日入午後六時十四分
月出午後十一時五十八分 月入午前十一時二十四分
滿潮午前十一時二十八分 午後
（西暦一千八百九十一年）

時事新報の賣捌に付

此程より本社は府下の各新聞社と共に國會、東京朝日の兩社と共賣捌所を區別する事に決したるに此際各地の購讀者に對し種々の口實を設け甚しきは延着など申唱へて新報の購讀者に他新聞を配達するものある由あれば斯る際には御手數乍ら御一報わりたし速に御購讀の便路を開き可申候尤も斯る御通知を紙上に吹聽して聊も御迷惑相懸け候樣の事は本社の決して爲さゞる所此邊の御懸念無之樣願上候

時事新報配達掛

時事新報

文部省官制の趣旨を明にす可し

文部省官制の第一條に文部大臣は教育學問に關する事務を管理すとあり事務を管理するとは元來如何なる意味なりやと云ふに陸海軍大臣が其軍政を管理するが如き以外は別として農商務大臣が水産鑛山等の事務を管理し遞信大臣が航海船舶等の事務を管理するは皆該大臣が自から其事に當るものに非ずして唯その事に關する大體を法律上に支配するの意味なる可し或は遞信省の所轄中にて郵便電信の事の如きは實際の經驗に於て政府にて處理するを便利と爲すの事情もあるとあれば之れは取除けとして他は都て當局者が自から手を下すに非ず唯之れを管理するに止まるものにして蓋し政府の事務なるものは斯くの如くにして始めて當を得たるものと稱す可きあり今文部省の職掌は教育學問に關する事務を管理するに在りとして扨實際に就て其當局者の爲る所を見るに我輩の意を得ざるもの甚だ少なからず教育學問とは如何なるものを云ふや人々自家の爲めに私に修むるものあり又は國家の義務として公共の力を以て行ふものもある可しと雖も等しく是れ教育學問にして其間に名稱の差別あるを見ず左れば文部省なるものは其公私に別なく之に關する事務を管理するのみと猶ほ農商務省が水産鑛山等の事務に於けるが如く遞信省が航海船舶等の事務に於けるが如くにして單に其事の大體を法律上に管理するのみにして始めて事の正を得るものあるに今日の實際には然らずして文部は自から手を下して教育學問の事に干渉するを其本務と爲し自から學校を設け學者を養成し以て衛業と爲すもの[illegible]事業に着手し[illegible]自から船舶を製造し航海の業を[illegible]を開くと[illegible]を得たるものと云ふ可し[illegible]教育學問の事は其の水産鑛山航海船舶等の事業を自から[illegible]にするものなれば政府自から之に干渉[illegible]あらんあれども是れは[illegible]力に叶はざる最高等の學事と普通教育とに[illegible]應用す可きのみにして[illegible]にして文部の當局者に於て自から其[illegible]當局者[illegible]今の教育事業とあれば如何[illegible]占むるが如き觀あるは果して當を得たりと云ふ可きや今の文部省所管の經費を算するに其大半は何れも官立學校の爲めに消費するものにして其所謂事務と云ふものも是等の學校を維持監督するが爲めに過ぎずと云ふも可なり試に現在の官立學校を全廢するか若しくは之を獨立のものと爲したらば今日の如く文部省と名くる儼然たる一省を置き之を外務內務大藏陸海軍等の諸省と對立せしむるの必要ある可きや否やと云ふに我輩は斷然其必要なきを信ずるものなり但し省の要不要を論ずるは本題の趣旨に非ざれば姑く擱き文部省が單に教育學問の事務を管理すると稱しながら其教育學問を私有して學校を造り學者を養成するの任に當り自から得々たるを見れば實際には教育學問の專賣に生活するものと見做されて辯解するの辭なかる可し之を辯解するものは或は今の官立學校の教育は政府の維持なくしては到底成立す可らず下等の普通教育は勿論その以上の教育と雖も國の事情に於て國費を割て保護するの必要あり又隨て之を監督するの必要ありとの說を爲すものあり此點は既に我輩の飽まで論辯したる處にて讀者に於ても十分に其意を解せられたることならんと信ずれば茲に復ずるを止め假りに一歩を讓りて其擬の教育は國費を割て保護するの必要ありとするも其保護監督の方法に就ては大に今日に異なる所なかる可らず至當今の官立學校も創立以來既に二十餘年を經過したることなれば當局者たるものが時勢の成行に注意して其間に幾分の工夫を爲したらんには今頃は自から獨立維持の方法も成りしことならんに曾て其邊の工夫もなく只管國庫の支出を當にして今日に至りたるは畢竟自家の怠慢に外ならされども夫れは今更致方あしとして扨實際に必々保護を要するとあれば其方法は自から支出入の計算を定めて其不足の處丈の補助會社又は民間會社等が國庫の補助を仰ぐと何等の手段に據らしむるか夫れも叶はずとあれば學校の費は夫等何れかの部の保護を當にするも其學校の教育は自から獨立の體を備へしめ文部省は唯之れを監督するに止まるを至當なる可し斯くの如くするときは教育事業は自から[illegible]教育學問の事務の管理は自から專賣の事業と[illegible]見て自から文部省官制の趣意にも叶ふ可し[illegible]文部當局者に於ても幾分か國の教育學問を專賣するの實を脫るゝに[illegible]可し我輩は今の教育組織の改正に關して大に所見あるに非ざれども取敢へず現在の制度內に於ても其成文の趣旨を前後一層明了ならしむるの必要を見るものなり

官報

正誤 昨日の本欄一萬噸以上の甲鐵艦を有する諸國の艦數比較表中本國十一隻とあるは英國十一隻の誤植なり

○司法省令第八號

秋田地方裁判所管內能代支部ヲ廢ス

明治二十四年八月二十七日　司法大臣子爵田中不二麿

○司法省訓令第六號　檢事長　檢事正

明治十五年六月第三七九六號達自今廢止ス

明治二十四年八月二十七日　司法大臣子爵田中不二麿

司法省訓令第六號別紙

司法省第三七九六號（明治十五年六月）　各始審裁判所　檢事

代言人ノ儀自今每年六月三十日十二月三十一日ノ組合現員ヲ取調ヘ翌月十五日限リ其氏名ヲ届出ヘシ此旨相達候事

雜報

○新聞賣捌上の妨害　府下一二の新聞社にては賣捌上他新聞の營業に不當の妨害を與ふる弊あるより此程來府下各新聞社自衛の爲め且つは賣捌上に不正の事なく自由競爭の眞面目を保たしめんが爲め同盟して其の賣捌所を區別するに至れり蓋し他の新聞紙と購讀者の間に陰險の手段を施して購讀者、新聞社雙方に不便を與へ世人をして購讀せんと欲する新聞紙を得るの自由あからしめんとするが如きは各新聞社の爲すに忍びざる新聞賣捌上の締束手段なれば之に對しては各社も自衛の策なかる可からざるを以て暴に代へんか其事容易なるも各社の忍んで爲す能はざる處なり是に於てか止むを得ず府下各新聞の賣捌所に對し照會中にして大抵國會東京朝日の兩新聞を拒絕し同盟各社の新聞紙を賣捌かんとするものゝみあれども突然に起りたる事とて未だ各地の賣捌所も悉く去就を定めて一切の事務着したる場合に至らず此際に乘じて賣捌上有るまじき手段を施すものなきを知せず昨日の讀賣新聞に掲げたる記事の如きは直接に時事新報に關するものにして其全文左の如し

時事新報の購讀者、國會の配達を受く　千葉縣下に在る某會社にては從て時事新報を購讀し居たる所、如何なる故にや其賣捌所は何時の間にか國會を配達し來りたるよりコハ不審あり當會社にては曾て國會を注文したる覺えなきにと訝かる折から一日配達人が例の如く國會を投げ込んで去らんとするを呼び止めて何故注文の時事新報を配達せずして國會を配達するかと詰問したるに配達人の答ふるやう此の頃は國會の方が時事新報より[illegible]よきのみならず[illegible]御都合を計り何方へも國會を[illegible]て配達する旨答へけるにぞ[illegible]ッハ賣捌人の口より出づべき言とも覺えざるヨシ何かの都合より我が注文せし新聞を配達し難しと云はゞ夫れまでなり左るを前後一言の斷もなく擅手に差かへて他の新聞を配達

付しに配達人は平に

に申開け明日よりは

と早々立去りしが何が

か國會を配達し來りけ

に斯の配達をなすが如

て新聞を購讀せず」と

怪しかる話と云ふべし

右の記事果して眞實なら

捌所も止むを得ざる依賴

せしものならん新聞賣捌

正當の範圍內に新聞紙營

の妨げなしとするも斯る際に處して何か

下各新聞社の同盟止むを

此際には箇樣の事ありて

とせず斯る場合には直接

れば速に新報購讀の便路

○水產米商會社交涉事件

道太郎氏より委任狀附にて

株の中一萬五千株は

條件付のものあるに付水

株券の所有權を棄却する

商會所にて履行すべしとの

されば同社株主の一ある

せられ種々調停を試みたる

べき模樣なく却て約束履

とし遂に株金拂込のよし

したるに米商會所は今

早此上は騎虎の勢引くに

圖を出して其義務を果す

者なる伊東氏に萬事を委

が同社に對し更に如何なる

機の掛引もありて傍より

日の場合にては他に明

會社に對する中村氏の

社の事務を整理すると同時

りと云へば蹈り米商會所

社を乘取るに至るべきか

易と云ふにあらず又水產

行は素本心にあらざるべ

折合を見るみとあしとも

○佛露の交情　歐洲三國同

が同盟するあらんとは

佛國の艦隊がクロンス

居を共に親しく之に臨み

士官の爲に盛宴を張りたる

情を示すものなり之と同時

クリミヤ戰爭の際、佛軍が

略する事に決したるよし

佛帝ナポレオン三世の同

十八日比乘行するウォー

て佛國海內は非常を

讀する比見るべしとあり

○小笠原諸島と

き大抵に於て

を本年の